

改正

平成13年4月16日告示第65号
平成16年3月31日告示第44号
平成16年7月30日告示第124号
平成19年3月30日告示第57号
平成20年1月4日告示第4号
平成22年3月31日告示第48号
平成22年5月31日告示第119号
平成31年4月26日告示第163号
令和元年9月26日告示第298号
令和3年3月31日告示第97号
令和4年3月31日告示第133号
令和5年12月22日告示第345号

橿原市福祉タクシー事業実施要綱

橿原市福祉タクシー事業実施要綱の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者・児の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、重度心身障害者・児に対し、福祉タクシーの利用料金の一部を助成し、もって重度心身障害者・児の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、本市に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び奈良県から療育手帳の交付を受けている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表に定める障害程度が1級又は2級の者。ただし、次に掲げる障害に係るものに限る。

ア 視覚障害

イ 肢体不自由（下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に係るものに限る。）に係るものに限る。）

ウ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害

(2) 前号に掲げる障害に係る障害程度が3級以下の者で、その他の障害を含め、2以上の重複する障害があり、その重複した障害程度が1級又は2級のもの

(3) 奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和48年10月1日施行）別表に規定する最重度（A1）又は重度（A2）の認定を受けた者

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 協力機関 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のうち、第1条の目的に賛同し、第4条第3項に規定する協力機関登録簿に登録された事業者をいう。

(2) 福祉タクシー 協力機関が運行する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する旅客自動車をいう。

(協力機関の登録)

第4条 協力機関の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、橿原市福祉タクシー協力機関登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 橿原市福祉タクシー事業届出書（様式第2号）

(2) 一般乗用旅客自動車運送事業許可証の写し

- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業認可証の写し
 - (4) 一般乗用旅客自動車運送事業運輸開始届出書の写し
 - (5) 登記事項証明書（法人の場合に限る。）
 - (6) 住民票抄本（個人事業者の場合に限る。）
 - (7) 印鑑登録証明書（法人の場合は、代表者印の印鑑登録証明書）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、登録の可否を決定し、
橿原市福祉タクシー協力機関登録手続完了通知書（様式第3号）により遅滞なくその旨を申請者に
通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により協力機関として登録を決定したときは、当該協力機関を協力機関登録
簿に登録しなければならない。
（登録の期間及び更新）
- 第5条** 協力機関の登録期間は、前条第2項の規定により登録を決定した日（登録の更新にあつては
更新の日）の属する年度末までとする。
- 2 市長は、協力機関に対して、登録期間が満了する日の3月前までに、登録更新の意思を確認する
ものとする。
- 3 協力機関は、前項に規定する市からの確認があった日から起算して、30日以内に書面により登録
更新の意思の有無を示さなければならない。
- 4 市長は、登録の更新について必要があると認めるときは、事業の実施状況について随時調査し、
又は協力機関に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることがで
きる。
（登録の変更）
- 第6条** 協力機関は、登録内容の変更又は事業の廃止があったときは、速やかに橿原市福祉タクシー
協力機関登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
（登録の取消し）
- 第7条** 市長は、協力機関が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。
- (1) 市長が、この事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) 協力機関が、この要綱を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 協力機関が、この要綱に違反したとき。
 - (4) 協力機関が、この事業を実施する上で必要な法令の定めによる資格、許可若しくは登録等を
取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (5) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
 - (6) 協力機関が、第5条第2項に規定する市からの登録更新の確認に際し、更新しない旨の意思
を示したとき、又は意思を示さないとき。
- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、橿原市福祉タクシー協力機関登録取消通知
書（様式第5号）により遅滞なくその旨を当該協力機関に通知しなければならない。
（助成）
- 第8条** 市長は福祉タクシーの利用に要する運賃のうち、次に掲げる基本料金額に相当する額（以下
「助成額」という。）の助成を行うものとする。
- (1) 福祉タクシーの運賃の計算が距離制による場合の基本料金額は、協力機関が近畿運輸局に認
可を受けた初乗運賃に相当する額とする。ただし、大型車は700円、普通車（中型車・小型車）は
680円を上限とする。
 - (2) 福祉タクシーの運賃の計算が時間制による場合の基本料金額は、大型車は700円と、普通車（中
型車・小型車）は680円とする。
（利用券）
- 第9条** 前条の助成を受けようとする者は、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、市長に対し、申
請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成が適当と認めたときは、
橿原市福祉タクシー利用券（様式第6号。以下「利用券」という。）を当該申請者に交付するもの
とする。

(利用方法)

第10条 利用券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、福祉タクシーを利用しようとするときは、その都度、福祉タクシーの運転者に身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、利用券1枚を提出するとともに、当該利用に係る運賃から助成額を控除した額を支払うものとする。

(利用枚数)

第11条 利用者が利用券の交付を受けた当該年度に利用できる利用券の枚数は48枚を限度とする。ただし、年度の途中において第2条に規定する対象者に該当することとなり、新たに利用券の交付を受けた者が利用できる利用券の枚数は、対象者に該当することとなった日の属する月から当該月の属する年度の3月までの月数に4を乗じて得た数の枚数を限度とする。

(資格の喪失)

第12条 利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、未使用の利用券を市長に提出しなければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 市外に転出したとき。
- (3) その他対象者に該当しなくなったとき。

(利用券の紛失)

第13条 利用者は、利用券を紛失しても再交付を受けることはできないものとする。

(不正使用の禁止)

第14条 利用者は、利用券を有効期限を超えて使用し、又は他人に譲渡する等不正に使用してはならない。

(不正使用の措置)

第15条 偽り、その他不正な手段によって利用券を利用した者があるときは、市長はその者に対し、利用券の交付の決定を取り消し、当該利用に係る基本料金額に相当する額及び未使用の利用券を返還させるものとする。

(助成額の請求)

第16条 協力機関は、利用券使用における助成額のみを市長に請求し、事務手数料等を請求しないものとする。

- 2 協力機関は、助成額を運行した月の翌月の10日までに、檀原市福祉タクシー利用料金請求書（様式第7号）に当該月の利用券を添えて、助成額を市長に請求するものとする。
- 3 市長は、前項の請求があったときは、その適正な請求書及び利用券を確認の上、請求を受けた日から30日以内に、協力機関に支払うものとする。

(協力機関の責務)

第17条 協力機関は、誠実に福祉タクシーを実施するとともに、利用者が福祉タクシーを利用する際には、その障害に十分配慮をしなければならない。

- 2 協力機関は、利用者が福祉タクシーを利用する際には、身体障害者手帳又は療育手帳を確認し、不正使用を防止するための必要な措置を講じなければならない。
- 3 協力機関は、第15条に規定する不正使用の疑い等で、市が調査を必要とする場合、市の調査に協力し、所要の報告又は資料の提出、必要な指示に協力しなければならない。
- 4 協力機関及び協力機関の従事者は、利用者の秘密保持に関して必要な措置を講じ、職務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 5 協力機関及び協力機関の従事者は、職務上知り得た秘密を漏洩することにより、市及び利用者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月16日告示第65号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成16年3月31日告示第44号）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

- 2 この要綱の実施の際、現に残存する用紙は、適宜所要の修正を加え使用することができるものとする。

附 則（平成16年 7 月30日告示第124号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成19年 3 月30日告示第57号）

- 1 この要綱は、平成19年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成20年 1 月 4 日告示第 4 号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（平成22年 3 月31日告示第48号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から実施する。

附 則（平成22年 5 月31日告示第119号）

- 1 この要綱は、平成22年 6 月 1 日から実施し、同日から施行される改正後の奈良県療育手帳制度実施要綱（昭和48年10月 1 日施行）別表の規定による障害の程度の表記を療育手帳に記載された者に適用する。この場合において、平成22年 5 月31日までの奈良県療育手帳制度実施要綱別表の規定による障害の程度の表記がなされた療育手帳の交付を受けている者については、この要綱による改正前の要綱の規定は、なおその効力を有する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成31年 4 月26日告示第163号）

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際、現に改正前の要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和元年 9 月26日告示第298号）

- 1 この要綱は、令和元年10月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市福祉タクシー事業実施要綱の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の福祉タクシーの利用に係る助成について適用し、実施日前の福祉タクシーの利用に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、現に作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月31日告示第97号）

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第133号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市福祉タクシー事業実施要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）以後の福祉タクシーの利用に係る助成について適用し、実施日前の福祉タクシーの利用に係る助成については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際、改正前の橿原市福祉タクシー事業実施要綱の規定に基づき既に配布されている令和 4 年度分の橿原市福祉タクシー利用券は、新要綱の規定に基づき配布された令和 4 年度分の橿原市福祉タクシー利用券とみなす。

附 則（令和 5 年12月22日告示第345号）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要綱による改正後の橿原市福祉タクシー事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第 4 条第 3 項に規定する協力機関登録簿への登録を受けようとする事業者は、この要綱の実施の日（以下「実施日」という。）前においても、同条第 1 項の例により、その申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定による登録の申請があった場合には、実施日前においても、新要綱第 2 項の例により、その登録の決定をすることができる。この場合において、その登録を受けた事業者は実施日において新要綱第 2 項の登録の決定を受けたものとする。

樫原市福祉タクシー協力機関 登録申請書

（宛先） 樫原市長

（申請者）

所在地（住所）

事業者名

（個人の場合は記入不要）

事業所名

代表者名

実印

樫原市福祉タクシー事業実施要綱（以下、要綱という。）第4条1項の規定により、樫原市福祉タクシー事業の協力機関として登録したいので、下記の誓約事項を遵守し、関係書類を添えて申請します。

記

1. 誓約事項 ※ 必ず、代表者の方が、次の内容を確認し、☒チェックを入れてください。

- ☐ 利用者の障がいに対し十分に配慮し、誠実に福祉タクシー業務を実施します。
- ☐ 事業実施する上で必要な許可等がなくなった場合、直ちに市へ届出します。
- ☐ 利用券の不正利用の抑止に努めます。また、不正利用を把握した場合、直ちに市へ報告します。
- ☐ 不正使用の疑いなど市が調査を必要とする場合、市の調査に協力します。
- ☐ 職務上知り得た秘密保持に努めます。また、万が一秘密が漏洩し損害が生じた場合、その損害を賠償します。
- ☐ 助成額の請求に関し、請求期日や方法を守り、誤りがないように努めます。また、万が一過大に請求した場合、速やかに市へ返還します。
- ☐ 登録内容に変更が生じた場合、7日以内に書面にて届出します。
- ☐ 市より、登録の継続意思について確認があった場合、遅滞なく報告します。
- ☐ 要綱内容を履行しない、又は履行見込みがない場合は、遅滞なく市へ登録抹消する旨を届出します。
- ☐ 定期的に（少なくとも年に1度以上）、要綱を確認し、事業内容の把握に努めます。
- ☐ その他、要綱の記載内容について、協力機関として信義に従い誠実に履行します。

2. 関係書類

- ☐ 樫原市福祉タクシー事業届出書（様式第2号）
- ☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 許可証の写し
- ☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 認可証の写し
- ☐ 一般乗用旅客自動車運送事業 運輸開始届出書の写し
- ☐ 登記事項証明書 【法人の場合に限る】
- ☐ 住民票抄本 【個人事業者の場合に限る】
- ☐ 印鑑登録証明書 【法人の場合は、代表者印の印鑑登録証明書】
- ☐ その他市長が必要と認める書類

・
・

橿原市福祉タクシー事業 届出書

(宛先) 橿原市長

(申請者)

所在地（住所）

事業者名

(個人の場合は記入不要)

事業所名

代表者名

1. 許認可された内容等

※ 許可証、認可証、運輸開始届出書から記載ください。

許可区分	一般乗用旅客自動車運送事業
営業区域	奈良県 / その他（中部交通圏、交通圏）
運輸開始日	年 月 日
距離制運賃	初乗運賃 kmまで (大型車 円、普通車 円、中型車 円、小型車 円)
時間制運賃	分間までごとに (大型車 円、普通車 円、中型車 円、小型車 円)
障がい者への運賃割引	身体 割引、知的 割引、精神 割引
福祉車両状況	・車椅子対応 可 / 不可 ・ストレッチャー対応 可 / 不可 ・回転シート 可 / 不可 ・その他 ()

※ 距離制運賃及び時間制運賃は、認可された運賃のうち、実際に使用されるものを記載ください。

2. 申請者の情報

(1) 申請者の基礎情報

※ 登記事項証明書や住民票などから記載ください。（証明書発行日： ）

事業者区分	個人 / 法人	法人の場合は 商号(フリガナ付)	(フリガナ)
本店所在地 ※個人の場合は代表者住所	〒		
代表者 ※代表者名はフリガナ付	職名:	氏名:	TEL:
タクシー事業所 ※事業所名はフリガナ付	事業所名:	TEL:	

※ タクシー事業所名は、法人名又は屋号を記載ください。（タクシー事業者一覧などに記載する名称となります。）

(2) 事務上の連絡先等

※ 毎年度、Fax にて登録継続の意思確認書を送付予定

郵便物の送付先	〒		
担当者 ※担当者名はフリガナ付	職名:	氏名:	TEL: Fax:

(3) 振込先情報

金融機関名	銀行／農協／信用組合 ／信用金庫／労働金庫	本店／支店／出張所 ／本所／支所
預金種別	普通預金 / 当座預金	口座名義 (フリガナ)
口座番号		

樫原市福祉タクシー協力機関 登録手続完了通知書

樫障福第
 年
 月
 日
 号

(申請者)
 様

樫原市長

年
 月
 日付で申請のあった樫原市福祉タクシー協力機関の登録について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 登録結果

樫原市福祉タクシー協力機関として、登録します / 登録を拒否します。

2. 登録内容

許 可 区 分	一般乗用旅客自動車運送事業
距離制の初乗運賃	kmまで、 大型車 円、普通車 円、中型車 円、小型車 円
時間制の運賃	分まで、 大型車 円、普通車 円、中型車 円、小型車 円
事 業 者 区 分	個人 / 法人
商号(法人の場合のみ)	
本 店 所 在 地	
タクシー事業所名	

3. 登録条件

- ・ 利用者の障がいに対し十分に配慮し、誠実に福祉タクシー業務を実施すること。
- ・ 事業実施する上で必要な許可等がなくなった場合、直ちに市へ届出すること。
- ・ その他、樫原市福祉タクシー事業実施要綱の記載内容について、協力機関として信義に従い誠実に履行すること。

櫃原市福祉タクシー協力機関 登録変更届出書

(宛先) 檜原市長

(届出者)

所在地 (住所)

事業者名

(個人の場合は記入不要)

事業所名

代表者名

樞原市福祉タクシー事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1. 届出内容・実施日 ※ (1)～(2)のうち該当するものに○を記入ください。

(1) 登録内容の変更	変更日 : 年 月 日
(2) 事業の廃止	廃止日 : 年 月 日

2. 変更内容 ※ 登録内容の変更の場合のみ記載ください。

変 更 前	変 更 後

※ 変更内容により、別途、橿原市福祉タクシー事業届出書、協力機関登録申請書、関係書類を提出ください。

樫原市福祉タクシー協力機関 登録取消通知書

樫障福第 号
年 月 日

（申請者） 様

樫原市長

樫原市福祉タクシー協力機関の登録について、 年 月 日をもって、下記の理由にて取消となりましたので、通知します。

記

1. 取消理由

樫原市福祉タクシー事業実施要綱第7条第1項第 号に該当するため

様式第6号（第9条関係）

樫原市福祉タクシー利用券

（基本料金助成 ※上限額あり）

乗 車 日	年 月 日
乗降時間	: ~ :
乗車区間	~
乗車運賃	距離制 ・ 時間制
取 扱 い 事業所名	
車 両	大型・普通（中型・小型）車
車両番号	
乗務員氏名	
障害者手帳	☐ 確認しました

※ 利用券の使用には手帳の確認が必要です

有効期限 年 月 日

発行者 樫原市長

利用券番号	
-------	--

檜原市福祉タクシー利用券料金 請求書

（宛先） 檜原市長

（請求者）
所在地（住所）
事業者名
（個人の場合は記入不要）
事業所名
代表者名

檜原市福祉タクシー事業実施要綱第16条の規定に基づき、利用券使用における助成額について、
下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額

年 月 運行分	金 円
---------	-----

2. 請求額の内訳

区 分		単価（税込）	件 数	金額（単価×件数）
距 離 制	大 型 車			
	普 通 車			
	中 型 車			
	小 型 車			
時 間 制	大 型 車			
	普 通 車			
	中 型 車			
	小 型 車			

※ 国土交通省近畿運輸局の令和4年運賃改定にて、小型車と中型車の区分が普通車として統合されていますが、
それ以降運輸局から運賃改定を認可されていない事業者は、従前の認可区分（小型車・中型車）にて記載ください。